

2 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内で発生した場合には早期に発見できるよう、国・県が実施するサーベイランス情報等の収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内・県内・市内で発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努める間に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、パンデミックワクチンの接種等、市内及び近隣市町村での発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1) - 1 市の体制強化等

- ア) WHOが、新型インフルエンザの発生もしくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表し、内閣総理大臣が政府対策本部を設置した場合は、県も対策本部を設置し県内発生に備えた対策を強化することから、市においても、市長を本部長とする福島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、対策の推進を図る。
※市対策本部は、災害対策本部組織に準ずる。

（政策推進部、健康福祉部）

- イ) 市は、市対策本部会議において、市の対応方針を審議し庁内の情報共有を図り、必要な対策を講じる。
(政策推進部、健康福祉部)

(2) 情報収集

(2) - 1 情報収集

- 市は、海外における新型インフルエンザ等の発生状況について、国や国際機関等からの情報収集、共有化を図る。
(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 情報提供

- ア) 市は、市民に対して、国や県が提供する情報を基にしながら、海外での発生状況、現在の対策、国内・県内発生した場合に必要な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
(政策推進部、健康福祉部)

- イ) 市は、新型インフルエンザ等に関する広報担当の責任者を置き、必要な情報提供体制を整備する。
(政策推進部、健康福祉部)

(3) - 2 情報共有

- 市は、インターネット等を活用し、対策の理由、プロセス等について、国、県、関係機関等との情報共有を行う。
(政策推進部、健康福祉部)

(3) - 3 一般相談窓口（コールセンター）の設置

- 市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できる一般相談窓口（コールセンター）を設置し、国や県から配布されるQ&Aを活用し、適切な情報提供に努める。
(政策推進部、財務部、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・うがい・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 (健康福祉部)

(5) 予防接種

(5) - 1 特定接種

国が、特定接種を実施することを決定した場合には、特定接種の具体的運用を定めた基本的対処方針に基づき、国と連携して、市は、特定接種の対象となる職員を対象に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。 (総務部、健康福祉部)

(5) - 2 住民接種

ア) 市は、国及び県と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

(健康福祉部)

イ) 市は、国の要請に基づき、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本とし、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。

(健康福祉部)

(5) - 3 情報提供

市は、市民に対して、国からの情報を基に、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(政策推進部、健康福祉部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6) - 1 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知する。

(健康福祉部)

(6) - 2 遺体の火葬・安置

市は、県の要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(環境部、健康福祉部)